

目黒区インキュベーションオフィス

利用促進事業（施設指定）

【募集要項】

○ 申請書類の提出方法及び開始時期

電話にてご予約の上、下記提出先へ持参してください。

申請期間:令和4年8月1日（月）～

申請受付時間:平日の9時～12時、13時～16時です。

【申請書類の提出（持参）先】

目黒区 区民生活部産業経済・消費生活課 中小企業振興係

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内

TEL:03-3711-1134（直通）

第1 事業概要

目黒区内の産業を活性化させるためには、新たな雇用の創出が期待できる創業者を支援し、区内開業率のさらなる向上を図ることが重要です。

目黒区が実施する「目黒区インキュベーションオフィス利用促進事業（施設指定）」は、目黒区と、創業者を支援する施設の運営者がネットワークを築き上げ、創業間もない起業家の発展を両者で協働して実効的に支援するため、一定の基準を満たした創業支援施設（以下「インキュベーション施設」という。）を本募集要項により募集するものです。

区では、産業競争力強化法に基づく実践めぐる創業塾を修了した者（以下「修了者」という。）の創業の取組を後押しすべく、インキュベーション施設の利用についてその利用料の一部を補助することにより、修了者の開業率を高め、区内への定着を図り、継続した安定的経営を支援します。

なお、対象施設に採択後、申請内容に変更が生じた場合は、その都度、区に速やかに報告するとともに、採択条件に適合の有無を確認してください。

～ 申請から採択までの流れ ～

- ①申請書類を提出：令和4年8月1日（月）から
- ②選考・審査（現地確認）：申請書類提出から概ね半月以内
- ③採択決定・不採択決定通知：選考・審査後概ね半月以内

1 申請資格等

本事業の申請資格者は、次のア～カのすべてを満たす者とします。

ア 次の表に定めるいずれかの団体であること

| 名称 | 定義 |
|--------|---|
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（ただし、第8号に規定する「地方銀行」を除く。） |
| 一般社団法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人 |
| 一般財団法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人 |
| 公益社団法人 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人 |
| 公益財団法人 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益財団法人 |
| 大学 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学 |

| | |
|-----------|--|
| 地方銀行 | 「一般社団法人全国地方銀行協会」又は「一般社団法人第二地方銀行協会」の会員行 |
| 信用金庫 | 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫 |
| 信用組合 | 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合 |
| 特定非営利活動法人 | 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人 |
| 労働者協同組合 | 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合 |

イ 申請時点において、創業支援の実績を有すること

なお、特定の事業に限定した支援や協力・連携事業者等への支援は創業支援実績には含めません。

ウ 資金調達、人材確保及び事業化支援の支援体制を有すること

エ 目黒区内にインキュベーション施設を有していること

オ 当該インキュベーション施設にて実施する創業支援に係る継続的かつ具体的な運営計画（入居者に対し、起業・成長に関する相談、指導業務等を行う計画）を有すること

※ 以下に掲げる者は、申請資格者となることはできません。

ア 法人事業税、法人都民税、法人税、消費税等を滞納している者

イ 過去に国・都道府県・区市町村等から助成・補助を受け、不正等の事故を起こした者

ウ 会社更生法又は民事再生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者

エ 事業の実施にあたって必要な許認可を取得せず、関係法令を遵守しない者

オ 「目黒区暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうちギャンブル業、風俗関連業等、区の指定先として社会通念上適切ではないと判断される者

カ その他、目黒区が適切でないと判断する者

6 審査

書類審査・現地調査・面接審査を行い、指定事業者を決定します。審査結果は、全ての申請者に対し、書面にて通知します。

ア 書類審査・現地調査

書類審査では、申請者から提出された申請書類に基づき、申請資格及び以下の必須要件について審査を行います。また、申請に係るインキュベーション施設に関する現地調査を行い、施設の現状について、関係法令適合性等の確認を行います。現地調査に当たっては、事前に日程をご連絡の上伺いますのでご協力の程よろしく申し上げます。

【必須要件】

インキュベーション施設

<施設面>

(1) 起業家向けの施設であること

ア 創業前、又は創業5年未満の入居者が常時入居することを前提としていること。

イ オフィススペース（個別の貸事務室、コワーキングスペース、ブース席、会議室、イベントスペース等）として供する面積の合計が100㎡以上（内法）であり、ブース席については30席以上または個別の貸事務室については10室以上有すること。

(2) 関係法令を遵守した施設となっていること

ア 既存施設について、関係法令に適合していることを申請者が確認していること。

イ 既存施設について、現地調査によって問題が見つからなかったこと。

<運営面>

(3) 申請者に創業支援の実績があること

入居する起業予定者等に対する具体的な創業支援実績を有すること。

(4) 資金調達・人材確保・事業化支援の相談体制が具体的に計画されていること

常時又は定期的に資金調達・人材確保・事業化支援の相談が実施される計画を有していること。または、上記相談等について、区の指定する創業相談員の支援・指導の受け入れが可能なこと。

(5) 暴力団関係者の入居を排除していること

暴力団関係者の入居を排除する規定がある、又は入居案内等にその旨が記載されていること。

<その他>

公益性、地域貢献等を理由として区長が特に認めた場合は必須要件を緩和することができる。